

北上市立こども療育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月6日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第29号

北上市立こども療育センター規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市立こども療育センター規則の一部を改正する規則

北上市立こども療育センター規則（平成4年北上市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(運営委員会)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員の任期は、<u>2年とする。</u></p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。